

## うぐいすの郷第一号通所事業運営規程

### (目的)

第1条 社会福祉法人康済会が運営するうぐいすの郷通所介護センター（以下「事業所」という。）が行う第一号通所事業の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援にある利用者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

### (運営方針)

第2条 利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄及び食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

- 2 事業の実施に当たっては、地域包括支援センター等との関係機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事務所の名称、所在地及び代表者)

第3条 事業を行う事業所の名称、所在地及び代表者は、次のとおりとする。

- (1) 名称：うぐいすの郷通所介護センター
- (2) 所在地：岩手県岩手郡雫石町西安庭第26地割130番地1
- (3) 代表者：社会福祉法人康済会 理事長 久保谷 康 夫

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
事業所の全体を総括する。
- (2) 生活相談員 1名  
利用者の心身状況及び環境等全般の把握に努め、利用者並びにその家族に対し、必要な助言等を行うなどの相談業務及び利用の申込みに係る調整等の任にあたる。
- (3) 機能訓練指導員 1名  
利用者の生活機能の改善及び維持のための機能訓練の任にあたる。
- (4) 看護職員 1名  
利用者の看護及び保健衛生の任にあたる。
- (5) 介護職員 2名以上  
利用者の日常生活介護の任にあたる。
- (6) 事務員 1名  
庶務及び会計事務の任にあたる。
- (7) 栄養士 1名  
利用者の栄養管理及び、業務委託調理員を指導し、給食業務の任にあたる。
- (8) 調理員  
調理員は、業者委託とする。

(9) その他の職員

実情に応じた相当数。

- 2 通所介護事業所との併設において、人員、職務及び設備は共用を認めるものとする。

(営業日、営業時間及びサービス提供時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日

毎週月曜日から土曜日とする。ただし、5月3日から5月5日及び12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間

午前8時00分から午後5時00分までとする。

(3) サービス提供時間

午前9時20分から午後3時30分までとする。

(利用定員)

第6条 1日の利用定員は、地域密着型通所介護も含めて18名とする。

(事業の内容及び利用料等)

第7条 事業の内容及び利用料等は、次のとおりとする。

(1) 事業の内容

(ア) 日常生活上の身体介護、レクリエーション及び機能訓練等。

(イ) 食事、入浴及び送迎等の提供。

(2) 利用料

(ア) 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の記載の額とする。

(イ) 利用者の選定によって、次のサービスの提供を行った場合は、実費を徴収する。

- ・通常の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- ・食事代 660円
- ・おむつ及び尿取りパット

- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は代理人に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(事業の実施地域)

第8条 事業の実施地域は、雫石町とする。

(緊急時の対応方法)

第9条 事業所職員は、事業の実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(サービス利用上の留意事項)

第10条 利用者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論及び泥酔状態等で、他人に迷惑をかけること。

(2) 宗教や習慣の相違で他の人を排撃し又は自己の利益のために他の人の自由を侵すこと。

(3) 指定された場所以外で、火気を用いること。

(非常災害対策)

第 11 条 事業所は、防火管理又は火気・消防等についての責任者を定め、火災・水害・土砂災害・地震等にも対処するための業務継続計画を作成し、定期的に避難、救出その他必要な訓練ならびに防災教育を行う。

(苦情処理)

第 12 条 指定通所介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2 提供した指定通所介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 提供した指定通所介護に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

第 13 条 利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

3 利用者には賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

第 14 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(個人情報の保護)

第 15 条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(その他運営上の留意事項)

第16条 管理者は、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1月以内

(2) 継続研修 年1回

2 職員は、業務上知り得た利用者、家族及び代理人の秘密を退職後も保持する。

3 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人康済会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。(所在地・提供時間・営業日の変更)

この規程は、平成20年10月1日から施行する。(冬季サービス提供時間)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。(営業日・利用定員の変更)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。(営業日の変更)

この規程は、平成24年10月1日から施行する。(第11条虐待防止の追加)

この規程は、平成28年3月1日から施行する。(利用定員の変更)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。(1条、2条、6条の文言変更)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。(事業名、8条事業地域の変更)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。(第5条サービス提供時間変更)  
(第7条(2)食事代の変更)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。(第7条(2)利用料の変更)

この規程は、令和2年12月1日から施行する。(第5条サービス提供時間変更)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。(第13条事故発生時の対応の追加)  
(第15条個人情報の保護の追加) 他

この規程は、令和7年4月1日から施行する。(第7条(2)食事代の変更)

この規程は、令和7年10月1日から施行する。(第5条(1)営業日の変更)